

県有車両車検・法定点検等管理
業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、「県有車両車検・法定点検等管理業務」を実施する契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

「県有車両車検・法定点検等管理業務委託仕様書」のとおり。

なお、実施にあたっては、本プロポーザルで契約候補者となった事業者の企画提案の内容と調整のうえ、必要に応じて変更、修正を加え、業務の仕様を決定する。

3 委託期間

令和8年11月1日から令和10年5月31日まで

4 委託業務に関する予算額（契約上限額）

金9,764千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

（令和8年度3,364千円、令和9年度5,500千円、令和10年度900千円）

※この契約上限額とは別に、契約手続きの中で予定価格を設定します。

5 プロポーザル申込み及び質問の受付

（1）プロポーザルの参加手続き

プロポーザルへの参加を希望される場合は、令和8年9月28日(月)16時までに以下の参加申込用フォームよりお申し込みください。

（参加申込用フォーム）<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/i011Lclm>

（2）質問及び回答

委託業務に関する質問は、令和8年9月28日(月)16時まで、以下の質問用フォームにて受け付けます。

回答は、令和8年9月30日(水)までに全ての参加者に通知します。

（質問用フォーム）<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/spLaIkIe>

6 プロポーザルの参加資格、条件等

- （1）令和8年9月1日から起算して過去5年以内に仕様書に記載の業務内容（車両管理業務又はそれに類する業務など）の受注実績を有していること。
- （2）プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- （3）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 次のいずれにも該当しない者。

- ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者。
- エ 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者。

7 企画書等の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書

企画の意図、趣旨目的の理解度、実施手法・イメージ、導入システム、スケジュールなどの提案内容が判断できるもの

② 業務実施体制図

③ 6（1）に定める業務内容についての業務実績書

④ 経費見積書

⑤ 会社概要（パンフレット等）

(2) 提出方法

(1) の提出書類を電子メールにて提出してください

【提出先】

富山県 財産管理室 管理担当

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7

MAIL: azaisankanri@pref.toyama.lg.jp

(3) 提出期限

令和8年10月5日(月)16時（必着）

8 審査

(1) 審査方法

企画提案書による書面審査により、企画提案書等の内容を総合的に審査の上、事業実施に適切な業者を契約候補者として選定します。

(2) 審査基準

次の項目等により審査します。

- ① 業務を円滑に遂行するための体制が十分に整っているか。
- ② 業務の趣旨・目的を十分に理解しているか。
- ③ 車検や法定点検の期日管理の手法が明確であり、「車検切れ」を確実に防止するための仕組みや独自の工夫が提案されているか。
- ④ 車両情報や点検・整備の実績が WEB システム上で分かりやすく可視化されており、職員が管理状況を即座に把握できる仕組みとなっているか。
- ⑤ 本事業を遂行するための十分な専門的ノウハウを有しているか。(受注実績は十分か。)
- ⑥ 経費内訳が妥当なものとなっているか。

(3) 審査結果

選定の有無に関わらず、後日審査結果を書面で通知し、契約候補者の名称等を県のホームページで公表します。なお審査結果に対して異議申し立てはできないものとします。

(4) 契約手続き等

選定された契約候補者と別紙業務委託仕様書の内容を別途協議の上、契約を締結します。

9 今後のスケジュール (予定)

9月28日(月)	参加申込・質問受付期限
9月30日(水)	質問の回答
10月5日(月)	企画提案書提出期限
10月中旬	書面審査・審査結果通知
10月中	契約締結
11月1日	委託事業開始

10 その他

(1) 次に掲げるものの提出は無効とします。

- ① 所定の期日及び場所に提出のないもの。
- ② 今回のプロポーザルに関する条件及びあらかじめ指示した事項に違反するもの。
- ③ 同一提出者が2以上の企画提案を提出したもの。
- ④ 提出書類に虚偽の記載があるもの。

(2) プロポーザル参加に係る経費は、参加者負担とします。

(3) 採用となった事業者とは、業務内容を別途協議の上、契約を締結します。

(4) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出してください。

11 問い合わせ先

富山県 財産管理室 管理担当 林
 〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7
 TEL:076-444-3171 FAX:076-444-3486
 MAIL: azaisankanri@pref.toyama.lg.jp